

洪水ハザードマップの現況と課題

Present aspects and problems of flood hazard maps

赤桐 毅一 [1]

Takekazu Akagiri[1]

[1] 国土地理院地理調査部

[1] Geograhic Dpt. Geographical Survey Institute

1：洪水ハザードマップ：洪水ハザードマップは、多種多様なものが作成され、種々の試みが行われている。ここでは、あらかじめ実施された氾濫シミュレーションの結果及び各種防災情報を組み合わせて洪水危険区域を表示した地図で、一般に公表され、国交省河川局が指導して全国の対象自治体に作成を促しているものを扱う。要件は次の4項目を満たすことである。(1)洪水情報が載っている。(2)避難情報が載っている。(3)自治体が作成している。(4)公表される。

平成17年の水防法改正で作成は義務化され、自治体が河川局等の指導、援助（氾濫シミュレーションによる浸水想定区域図の提供など）を受けて作成し、2007年9月末段階ですでに600自治体以上が作成しているが、なお数百が未作成である。一日も早い整備が望まれる。

2：洪水ハザードマップの内容：内容は、基図、洪水情報（シミュレーション結果、既往洪水範囲）、避難情報（避難場所、避難場所の所在地等の情報、避難時危険箇所など）、防災関連機関情報、関連情報（水害学習情報など）などである。平成17年の水防法改正後は、地域特性を反映するために共通仕様を基本に、必要に応じて地域情報を加えたものとなった。現在は、平成13年の水防法改正以前の内容、平成13年改正後の内容、平成17年改正後の内容の3種類が混在している。

3：作成上の課題：洪水ハザードマップの作成作業は相当部分がデジタル化された。公表されている洪水ハザードマップの多くがインターネットで公表されている。

現時点での技術的な課題は、(1)GIS情報を利用して効率的に実用的な洪水ハザードマップにまとめる方法である。すでに指針も出されているが多様な情報を用いて一枚の洪水ハザードマップにまとめることが常に課題である。(2)要援護者情報の整理のための原情報を得るのが非常に困難である。求めても個人情報であるとして情報提供を断る自治体が多く、できあがったものに対して福祉関係者から一番先に「これでは使えない」という声が出る。情報不足では緊急時に福祉関係者以外に情報が行き渡らない。(3)避難場所に適した建物がない地域がある。また、決められた避難場所では明らかに避難人数を収容できない地域がある。(4)現実に配布されている洪水ハザードマップの中には基図に難があり、地図の専門家（地図作成会社のベテラン達たち）でも自宅の位置を特定できない粗いものがある。可能な限り良い基図を使うべきである。(2)から(4)までは作成機関の担当者の認識次第で全く変わる。勿論最終的には多くの担当者は適切な理解をするが。

4：普及上の課題：(1)洪水ハザードマップは「洪水危険地図」として作られるがこれを「洪水安全地図」として読み替える人が頻繁にいる。これは誤った危険な使い方である。(2)市町村が本気になって作成することが最も大事である。おつきあいで作成して町内会を通じて単に配布しても大部分は何のことも分からずゴミになる。実際には如何にゴミにされないようにするかが大きな課題である。市役所町村役場はしばしばその市町村の中で最大の組織である。担当外を含めて職員にまず内容をよく徹底することが普及の始まりである。直接住民説明会を行い、その場で配布し、水防訓練を行い、この地図を使って実際に自宅から避難場所まで歩いてもらうことが必要である。多くの住民、特に過去に水害にあったことがない住民やよそから来た住民、また長く住んでいても偶然水害に遭ってない人にとって洪水ハザードマップの示す危険範囲に実感はない。(3)治水関係者で氾濫可能性のある地域の土地の性質を熟知しているものが非常に少ない。今後、対象地域の低地の形成史を含めて説明し、そもそも洪水氾濫しやすい所での氾濫シミュレーション結果であることを周知しなければいけない。(4)普及には学校教育を含めて長期間かかるのであり、配布を一度すれば済むのではない。

5：まとめ：技術的には年々進んでいるのは明らかであるが、利用者が使いやすいものが必要である。また、普及に当たり、自治体は自ら率先して職員を動員したりして継続的に行うことが必要である。